

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成にあたっての注意事項

記入間違いの多い下記事項に注意のうえ、報告書の作成をお願いします。

### ①事業場の名称について

「事業場の名称」については、下記に注意して記入して下さい。

また和歌山市内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場として報告書1枚にまとめた上で提出することも可能です。

※1 建設工事により発生した産業廃棄物については、排出した工事名を記入

※2 工場等や事業所より発生した産業廃棄物については、排出した工場や事業所名を記入

### ②報告年度について

毎年4月1日から6月30日までに提出される報告書について、報告対象は和歌山市域内の事業場での前年度における実績です。報告書内の年度記入欄は前年度を記入してください。

### ③廃棄物の分類について

建設工事に伴って発生した廃石膏ボードやスレートくず、コンクリートくずについては「がれき類」に該当します。

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずには該当しませんので、注意して下さい。

詳細については「産業廃棄物の種類および重量換算表」に記載しますが、不明な場合は産業廃棄物課へ問い合わせをお願いします。

### ④運搬先の住所について

「運搬先の住所」については、廃棄物を搬入した場所を記入して下さい。

なお、その場所とは、産業廃棄物中間処理施設がある住所(積替保管した場合は、積替保管場所)が入りますので、その場所を記入して下さい。

注)

中間処理施設に搬入する場合は、「運搬先の住所」、「処分受託者の許可番号」、「処分受託者の氏名又は名称」の欄は、中間処理施設のものになります。

「処分場所の住所」について、記入する必要はありませんので、斜線を引いて下さい。

### ⑤廃棄物の量について

廃棄物の量について、マニフェストで $m^3$ 表示されている場合は、t(トン)に換算して報告書へ記入して下さい。

なお、換算方法については、 $m^3$ 数に「産業廃棄物の種類および重量換算表」に記載されている比重を乗じた数値を量として記入して下さい。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

令和 年 月 日

和歌山市長 様

報告年度(マニフェストを交付した年度)を記入してください。

短期間で終了する現場や住所が一定しない事業場に限って、「〇〇工事 他」と記入し、それらを報告書1枚にまとめた上で提出することも可能です。

報告者  
住所 和歌山県〇〇市△△一丁目1-1  
氏名 〇△株式会社 代表取締役 紀/国 太郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 073-XXX-AAAA

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		〇〇邸解体工事 他				業種	〇〇業		
事業場の所在地		〒640-0000 和歌山県和歌山市△△町1-1-1 他				電話番号	073-XXX-BBBB		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃酸	24.00	12	72XXXXXXXX または 30XXXXXXXX	〇〇運輸株式会社	和歌山県〇〇市×〇1-2-3 30□□□□□□□□	株式会社××産業		
2	建設混合廃棄物	12.00	12	72X または 30XXXXXXXX	△△物流株式会社	和歌山県△△市〇〇3-2-1			
2				△△△△△△△△	株式会社×〇	□□県□〇市××4-5-6	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	□□環境開発(株)	

運搬受託者の許可番号は、和歌山市(又は和歌山県)が与えた許可番号72XXXXXXXX(又は30XXXXXXXX)を記載してください。処分業者の許可番号は、委託契約書に記載された許可番号を記載してください。

運搬先と処分先の住所が同じ場合は、処分先の場所の記載は不要です。

積替保管により運搬業者が変わる場合は例のように斜線を引いて、排出物・処理業者を重複させないでください。最終行に処理を行った業者について記載ください。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに発生した産業廃棄物の処理状況について記載してください。
  - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間で終了する事業場がある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
  - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
  - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
  - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
  - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
  - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

令和 年 月 日

和歌山市長 様

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業 種			
事業場の所在地							電 話 番 号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
  - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
  - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
  - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
  - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
  - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
  - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の項目説明

項目	説明
報告者	個人の場合は個人名を記載します。法人名称は（株）（有）まで記載して下さい。 住所は、住民票記載又は法人登記上の住所を記載して下さい。
事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業場の名称を記載します。
事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業場の住所を記載します。報告者の住所として記載したものと異なっても支障ありません。
業種	産業分類表の中の中分類から選び、記載します。
電話番号	産業廃棄物を排出する事業所の電話番号を記載します。
番号	連番の番号をふります。積替え保管を介して2社以上の収集運搬業者委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を付してください。
産業廃棄物の種類	排出された廃棄物の種類を「産業廃棄物の種類及び重量換算表」から選び、記載します。
排出量（t）	廃棄物の排出量を単位(t)表示し、少数第二位まで記載します。 重量が不明な場合は「産業廃棄物の種類及び重量換算表」の比重の対照表を利用して換算して下さい。
管理票の交付枚数	当該年度におけるその廃棄物に係る管理票（マニフェスト）交付枚数を記載します。
運搬受託者の許可番号	産業廃棄物を運搬する業者の許可番号を記載します。
運搬受託者の氏名又は名称	産業廃棄物を運搬する業者の氏名又は名称を記載します。（株）（有）も記入してください。 個人事業者の場合は許可証に書かれた個人名を記載して下さい。
運搬先の住所	産業廃棄物の運搬先の住所を記載します。
処分受託者の許可番号	産業廃棄物を処分する業者の許可番号を記載します。
処分受託者の氏名又は名称	産業廃棄物を処分する業者の氏名又は名称を記載します。（株）（有）も記入してください。 個人事業者の場合は許可証に書かれた個人名を記載して下さい。
処分場所の住所	運搬先と処分先が異なる場合、産業廃棄物の処分先の住所を記載します。

# 産業分類表

産業分類は該当する中分類を記載して下さい。

大分類	中分類	大分類	中分類
農業, 林業		卸売業, 小売業	
	農業 林業		各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業 飲食料品小売業 機械器具小売業 その他の小売業 無店舗小売業
漁業	漁業(水産養殖業を除く) 水産養殖業		
鉱業, 採石業, 砂利採取業	採石業, 砂利採取業		
建設業	総合工事業 職別工事業(設備工事業を除く) 設備工事業		
製造業	食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業(家具を除く) 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業(別掲を除く) ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	金融業, 保険業	銀行業 協同組織金融業 貸金業・クレジットカード業等非預金信用機関 金融商品取引業, 商品先物取引業 補助的金融業等 保険業(保険媒介代理業, 保健サービス業を含む)
		不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業 不動産賃貸業・管理業 物品賃貸業
		学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関 専門サービス業(他に分類されないもの) 広告業 技術サービス業(他に分類されないもの)
		宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業
		生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業 娯楽業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業 ガス業 熱供給業 水道業	教育, 学習支援業	学校教育 その他の教育, 学習支援業
情報通信業	通信業 放送業 情報サービス業 インターネット附随サービス業 映像・音声・文字情報制作業	医療, 福祉	医療業 保健衛生 社会保険・社会福祉・介護事業
運輸業, 郵便業	鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む)	複合サービス業	郵便局(別掲を除く) 協同組合(他に分類されないもの) サービス業(他に分類されないもの)
			廃棄物処理業 自動車整備業 機械等修理業(別掲を除く) 職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業 政治・経済・文化団体 宗教 その他のサービス業 外国公務
		公務(他に分類されないもの)	国家公務 地方公務
		分類不能の産業	分類不能の産業

# 産業廃棄物の種類および重量換算表

廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)	比重	入力(m3)	換算 m3→t
燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等	1.14		
汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、生コン残さ、製造工程から出る泥状物等	1.10		
廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃タールピッチ、固形石鹼等	0.90		
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液 廃鉛バッテリー液等	1.25		
廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼廃液、自動車不凍液 等	1.13		
廃プラスチック類	廃タイヤ、自動車用プラスチックバンパー、廃農業用ビニール、プラスチック製廃容器包装、発泡スチロール、発砲ウレタン、発泡ポリスチレン、塩化ビニル製建設資材等	0.35		
紙くず	紙、板紙のくず、ダンボール等 <b>(紙・紙加工品製造業、印刷出版業に限る)</b> 新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず <b>(建設業)</b>	0.30		
木くず	木材片、おがくず、パーク類、廃木製パレット等 <b>(木材、木製品製造業、パルプ製造業に限る)</b> 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず <b>(建設業)</b>	0.55		
繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず <b>(繊維工業(縫製を除く)に限る)</b> 新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず <b>(建設業)</b>	0.12		
動植物性残さ	魚・獣の骨、皮、内臓のあら、のりかす、醸造かす等 <b>(食品品、医薬品製造業に限る)</b>	1.00		
ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る	0.52		
金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、半田かす 切削くず等	1.13		
ガラスくず等	ガラスくず(カレット、ガラス製廃容器包装、ロックウール、石綿(非飛散性)ガラスウール、岩綿吸音板 等) 陶磁器くず(コンクリートくず、石膏ボード、ALC 等) (工作物の新築、改築又は除去によるものを除く。)	1.00		
鉱さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等の残さ、鑄物廃砂、不良鉱石、ボタ、キューボラのノロ等	1.93		
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるモルタル片、廃石膏ボード、スレートくず、ガラスくず、陶磁器くず、その他これに類する不要物 ※木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等が混合している場合は建設系混合廃棄物(2000)に記入すること	1.48		
がれき類(コンクリート破片)	コンクリートの破片	1.48		
がれき類(アスファルト・コンクリート破片)	アスファルトコンクリート破片	1.48		
動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿 <b>(畜産農業、畜産類似業に限る)</b>	1.00		
動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体 <b>(畜産農業、畜産類似業に限る)</b>	1.00		
ばいじん	大防法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの (電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト)	1.26		
13号廃棄物	汚泥等のコンクリート固化物など、上記0100~1800及び4000の産業廃棄物を処分するために処理したもの	1.00		
建設混合廃棄物	安定型、管理型建設混合廃棄物 ※がれき類(1500)以外の建設系廃棄物が混合したもの	0.26		
安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物(建設業より排出される物を除く。)	0.26		
管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物(建設業より排出される物を除く。)	0.26		
シュレッターダスト	工業用シュレッターで廃家電や廃自動車を破砕し、金属などを回収した後、産業廃棄物として捨てられるプラスチック・ガラス・ゴムなど破片の混合物	0.26		
石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物(法第2条第4項)であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(2400~2470以外若しくは混合物で、特管(有害)廃石綿等(7421)を除く)	1.00		
石綿(建設混合廃棄物)	石綿含有産業廃棄物を含む混合廃棄物	0.26		
石綿(ガラスくず等)	石綿含有産業廃棄物を含むガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00		
石綿(廃プラスチック類)	石綿含有産業廃棄物を含む廃プラスチック類	0.35		
石綿(がれき類)	石綿含有産業廃棄物を含むがれき類	1.48		
石綿(紙くず)	石綿含有産業廃棄物を含む紙くず	0.30		
石綿(木くず)	石綿含有産業廃棄物を含む木くず	0.55		
石綿(繊維くず)	石綿含有産業廃棄物を含む繊維くず	0.12		
廃自動車	廃自動車、廃二輪車、バイク、自転車	1.00		
廃電気機械器具	廃電気機械器具	1.00		
水銀使用製品産業廃棄物(照明機器)	H I Dランプ、蛍光灯	0.15		
医療用計測器類(水銀体温計)	水銀体温計	0.28		
医療用計測器類(水銀血圧計)	水銀血圧計	0.48		
廃電池類	廃バッテリー、鉛蓄電池、乾電池	1.00		
複合材	2つ以上の異なる素材を一体的に組み合わせた材料	1.00		
動物系固形不要物	牛、豚・食鳥等の不可食部分等の不要物 <b>(と畜場、食鳥処理業に限る)</b>	1.00		

## 産業廃棄物の種類および重量換算表

廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)	比重	入力 (m <sup>3</sup> )	換算 m <sup>3</sup> →t
特管 引火性廃油	引火性廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	0.90		
特管 引火性廃油(有害)	引火性廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)で、基準値を超える特定有害物質(*一覽参照)を含む廃油(ベンゼン・ジクロロメタン・四塩化炭素など)	0.90		
特管 廃強酸	廃酸(pHが2.0以下のもの)	1.25		
特管 廃強酸(有害)	廃酸(pHが2.0以下のもの)で、基準値を超える特定有害物質(*一覽参照)を含む酸性廃液(硫酸クロム・絵の具廃液「丹」など)	1.25		
特管 廃強アルカリ	廃アルカリ(pHが12.5以上のもの)	1.13		
特管 廃強アルカリ(有害)	廃アルカリ(pHが12.5以上のもの)で、基準値を超える特定有害物質(*一覽参照)を含むアルカリ性廃液(水酸化カドミウム・ジクロロリン酸メチルなど)	1.13		
特管 感染性廃棄物	感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物)	0.30		
特定有害産業廃棄物	産業廃棄物のうち、危険性が高く人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるもの(7411~7429以外若しくは混合物)	1.00		
特管(有害) 廃PCB等	廃PCB等及びPCBを含む廃油	1.00		
特管(有害) PCB汚染物	PCBが塗布され、又は染みこんだ木くず・繊維くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず	1.00		
特管(有害) PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの	1.00		
特管(有害) 廃水銀等	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	13.57		
特管(有害) 廃石綿等	廃石綿等(飛散性)	0.30		
特管(有害) 指定下水汚泥	下水汚泥	1.10		
特管(有害) 銻さい	銻さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.93		
特管(有害) 燃え殻	燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.14		
特管(有害) 廃油	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.90		
特管(有害) 汚泥	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.10		
特管(有害) 廃酸	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.25		
特管(有害) 廃アルカリ	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.13		
特管(有害) ばいじん	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.26		
特管 13号廃棄物	上記7400~7429の特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの	1.00		

\* 特定有害物質とは、以下の物質を示す。  
 カドミウム、鉛、有機リン化合物、クロム、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン